

小川町自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

（平成27年4月24日）  
（告示第75号）

（趣旨）

第1条 この告示は、自主防災組織の活動を支援するため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小川町補助金等交付規則（昭和50年6月10日規則第3号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う行政区（自治会の場合は各行政区）又は、これらが連合したものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、消火活動、救出活動、避難誘導、情報活動及び避難地運営上必要とされる資機材で、別表に掲げるものを購入する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災資機材の購入費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で20万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 仕様書の写し
- (2) 見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、

補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条の記載事項に変更が生じたときは、防災資機材購入費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 変更後の仕様書の写し

(2) 変更後の見積書の写し

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、防災資機材購入実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 購入した資機材の写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付申請の限度）

第12条 補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき1年度1回とする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 別表

区 分	資 機 材 名
初期消火資機材	消火器、可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火活動用）、その他初期消火活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	ハンドマイク、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ヘルメット、その他避難誘導に必要な資機材
救助用資機材	バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、活動服一式（難燃）、災害救助用ボート、担架、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	救急医療セット、その他救護活動に必要な資機材
避難生活用資機材	毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、発電器、ランタン、投光器、ろ水器、炊飯装置、ストーブ、テント、組立式シャワー、自転車、車イス、リヤカー、防水シート、防災井戸、揚水機、ラジオ、パソコン、その他避難生活に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
その他	簡易収納庫、防災倉庫